

## 葛飾区設計等委託成績評定要綱

26葛総契第793号  
平成27年3月25日  
区 長 決 裁

### (目的)

第1条 この要綱は、葛飾区工事施行規程（昭和55年葛飾区訓令甲第14号。以下「工事施行規程」という。）第26条で準用する第23条の2の規定に基づき、葛飾区が発注する工事施行規程第25条第1項の設計等の委託（以下「設計等の委託」という。）に係る成績の評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、評定を厳正かつ的確に実施し、受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受注者 設計等の受注に係る契約を受託した個人又は会社その他法人をいう。
- (2) 工事主管課長 工事施行規程第2条第1項第4号に規定する工事主管課長をいう。
- (3) 検査担当者 葛飾区契約事務規則（昭和39年葛飾区規則第7号。以下「契約事務規則」という。）第59条第2項の規定により検査をする者をいう。
- (4) 主任監督員 工事施行規程第2条第1項第5号に規定する監督員のうち、担当監督員の属する係の係長をいう。
- (5) 担当監督員 工事施行規程第2条第1項第5号に規定する監督員のうち、一般職員（葛飾区処務規程別表3の部備考第4号に規定する一般職員をいう。）であるものをいう。

### (対象)

第3条 この要綱において評定の対象とする業務（以下「対象業務」という。）は、設計等の委託のうち、1件の起工金額（消費税及び地方消費税を含む。）が100万円を超えるものとする。

### (評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 工事主管課長
- (2) 主任監督員及び担当監督員
- (3) 検査担当者

### (評定の実施)

第5条 評定者は、評定を行うときは、対象業務を次に掲げる区分に分類して行うものとする。

- (1) 土木工事に係る設計、測量及び地質調査並びに建築工事に係る測量及び地質調査（以下「土木区分」という。）
- (2) 建築及び設備工事に係る設計（以下「営繕区分」という。）
- (3) 工事監理等業務（以下「監理区分」という。）

2 評定に用いる書類は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定めるものとする。

- (1) 土木区分 設一1号様式から3号様式まで及び土一1号様式から土一10号様式まで
- (2) 営繕区分 設一1号様式から3号様式まで及び営一1号様式から営一7号様式まで
- (3) 監理区分 設一1号様式から3号様式まで及び監一1号様式から監一7号様式まで

(工事主管課長の評定内容等)

第6条 工事主管課長が行う評定の範囲は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める書類に記載の項目とする。

- (1) 土木区分 設-3号様式及び土-2号様式
- (2) 営繕区分 設-3号様式及び営-2号様式
- (3) 監理区分 設-3号様式及び監-2号様式

2 工事主管課長は、次条第2項及び第8条第2項の規定による報告を受けたときは、当該報告の内容を踏まえて前項の評定を行うものとする。

(主任監督員及び担当監督員の評定内容等)

第7条 主任監督員及び担当監督員が行う評定の範囲は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める書類に記載の項目とする。

- (1) 土木区分 土-3号様式及び土-4号様式
- (2) 営繕区分 営-3号様式
- (3) 監理区分 監-3号様式

2 主任監督員及び担当監督員は、前項の評定を終えたときは、その結果を工事主管課長へ報告するものとする。

(検査担当者の評定内容等)

第8条 検査担当者が行う評定の範囲は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める書類に記載の項目とする。

- (1) 土木区分 土-5号様式
- (2) 営繕区分 営-4号様式
- (3) 監理区分 監-4号様式

2 検査担当者は、前項の評定を終えたときは、その結果を工事主管課長へ報告するものとする。

(評定結果の取りまとめ)

第9条 工事主管課長は、第6条第2項の評定を終えたときは、その結果を次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める書類に記載するものとする。

- (1) 土木区分 土-1号様式
- (2) 営繕区分 営-1号様式
- (3) 監理区分 監-1号様式

(評定結果の送付)

第10条 工事主管課長は、前条の規定による記録を行ったときは、原則として対象業務に係る検査(契約事務規則第59条第2項の検査をいう。以下同じ。)を完了した日から10日以内に、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める書類を総務部契約管財課長(以下「契約管財課長」という。)へ送付するものとする。

- (1) 土木区分 土-1号様式、土-2号様式及び土-10号様式
- (2) 営繕区分 営-1号様式、営-2号様式及び営-6号様式
- (3) 監理区分 監-1号様式、監-2号様式及び監-7号様式

(評定結果の通知)

第11条 契約管財課長は、前条の規定による送付を受けたときは、設-1号様式を作成し、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める書類により、対象業務の受注者(以下「受注者」という。)へ通知するものとする。

- (1) 土木区分 設-1号様式及び土-6号様式

(2) 営繕区分 設-1号様式及び営-7号様式

(3) 監理区分 設-1号様式及び監-5号様式

2 契約管財課長は、前項の規定により通知したときは、受注者から葛飾区設計等委託成績評定通知書受領書(第1号様式)を徴するものとする。

(説明責務)

第12条 契約管財課長は、前条第1項の規定による通知を受けた者から評定の内容について説明を求められたときは、工事主管課長とともに速やかにこれに応じなければならない。

(評定の修正)

第13条 工事主管課長は、次に掲げる場合に該当するときは、評定を修正することができる。

(1) 第11条の規定による通知を行った後、受注者に起因する事故等が判明した場合

(2) 第11条の規定による通知を行った後、成果物等に受注者の故意又は重大な過失による隠れたかきが判明した場合

(3) 評定の錯誤等により、設計等委託成績評定の修正が必要であると認められる場合

2 工事主管課長は、前項の規定により評定を修正するときは、関係各課に意見を求め、その意見を十分踏まえた上で修正するものとする。

3 第1項の規定による修正を行うことができる期間は、検査を完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までとする。

4 第1項の規定により評定を修正する場合における評定の方法等は、第5条から前条までの規定を準用する。この場合において、第11条中「設-1号様式」とあるのは「設-2号様式」と読み替えるものとする。

(修正後の評定)

第14条 前条第1項の規定により修正した評定の効力は、設-2号様式による通知後将来に向かってのみ生じる。

(優良委託の公表)

第15条 契約管財課長は、評定が優良と認められる対象業務の内容等について公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、書面の掲示及び電子媒体への掲載により行うものとする。

3 第1項の規定による公表の期間は、書面の掲示にあつては当該掲示をした日から起算して7日間とし、電子媒体への掲載にあつては当該掲載を開始した日から起算して1年間とする。

(評定の活用)

第16条 契約管財課長は、評定を有効かつ適切に管理し、受注者の適切な選定に活かすよう努めるものとする。

付 則 (平成26年3月25日付葛総契第793号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、平成27年7月1日以後に締結する対象業務について適用する。

付 則 (平成30年3月28日付29葛総契第818号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。